平成30年7月19日
国　税　庁

「平成30年分申告所得税及び復興特別所得税の予定納税第1期分」、「平成30年分消費税及び地方消費税の中間申告分・課税期間の特例適用分」の振替納税をご利用の皆様へ

このたびの平成30年7月豪雨により被害を受けられた皆様方に心からお見舞い申し上げます。

標記の振替納税については、今般、別紙の「指定地域」を対象として国税に関する申告・納付等の期限の延長措置が図られたことを踏まえ、以下のとおり取り扱うことと致します。

1　指定地域内に納税地を有する方

（1）平成30年分申告所得税及び復興特別所得税の予定納税第1期分について

平成30年7月31日（火）としていた振替日は、別途国税庁告示で定める期日まで延長することと致しました。

（2）平成30年分消費税及び地方消費税の中間申告分・課税期間の特例適用分について

平成30年7月26日（木）以後に設定している振替日は、別途国税庁告示で定める期日以降に改めて設定する日まで延長することと致しました。

新しい振替日については、今後、被災された方々の状況に十分配慮して検討してまいります。

2　指定地域以外の地域に納税地を有する方

今般の豪雨により被害を受けられた方は、以下の日までに期限の延長や納税の猶予の申請を所轄税務署に行っていただくことにより、振替納税を中止することができます。

区分	振替日	中止する場合の申請期限
平成30年分申告所得税及び復興特別所得税の予定納税第1期分	平成30年7月31日（火）	平成30年7月27日（金）
平成30年分消費税及び地方消費税の中間申告分・課税期間の特例適用分（※）	平成30年7月26日（木）	平成30年7月24日（火）

（※）平成30年7月26日（木）以降の振替納税分を中止する場合の申請期限などについては、所轄税務署にご相談ください。

なお、諸事情により上記期限までに所轄税務署への申請を行うことが困難な場合には、一旦振替をさせていただきますが、振替が行われた後であっても、期限の延長や納税の猶予の申請を所轄税務署に行っていただくことにより、その納税額を還付できる場合がありますので、所轄税務署へご相談いただきますようお願い致します。

別　紙

都道府県名	指定地域
岡山県	岡山市北区 岡山市東区 倉敷市真備町 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区 呉市 竹原市 三原市 尾道市 東広島市 江田島市 安芸郡府中町 安芸郡海田町 安芸郡熊野町 安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市 大洲市 西予市

（西条税務署からのお知らせ）

この度の平成30年7月豪雨により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

申告・納付等の期限が全ての国税について自動的に延長されました。

東広島市内に納税地がある個人・法人の皆様については、国税通則法第11条の規定に基づき、平成30年7月5日以降に到来する国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出及びその他の書類の提出並びに納付等の期限が、全ての税目について自動的に延長されています。

なお、申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては、今後被災者の状況に十分配慮して検討してまいります。

【個人の方へ】消費税中間申告書の発送を見合わせています。
また、申告所得税の予定納税や消費税の振替納税をご利用の方について振替日が延長されます。

東広島市内に納税地がある個人の皆様については、消費税及び地方消費税の中間申告書等の発送を見合わせています。

「平成30年分申告所得税及び復興特別所得税の予定納税第1期分」、「平成30年分消費税及び地方消費税の中間申告分・課税期間の特例適用分」の振替納税をご利用の方について、別途定める延長期日以降に改めて設定する日まで振替日が延長されます。新しい振替日については、今後、被災された方々の状況に十分配慮して検討してまいります。

【法人の方へ】申告書等用紙の発送を見合わせています。

東広島市内に納税地がある法人の皆様については、申告書等用紙（確定申告書及び予定（中間）申告書）の発送を見合わせています。

e-Taxで申告されている法人の皆様への「申告のお知らせ」につきましても、当分の間、メッセージボックスへの格納を見合わせています。

なお、今回の豪雨により被害を受けた場合の税制上の措置（手続）については、国税庁のホームページ（http://www.nta.go.jp）でも確認できます。

また、申告書や納付書等用紙のご要望がある場合、ご不明な点がある場合は、西条税務署・082-422-2191（代表）までお問い合わせください。

※(注)本掲載は平成30年7月19日現在の内容となっておりますので、最新の情報につきましては、国税庁ホームページでご確認いただくか、西条税務署にお問い合わせください。